

うえだ 広報

毎月1日・16日発行

昭和56年10月16日

第 849 号

発行 上 田 市
編集 秘 書 課
電話 上田224100
印刷 田 辺 印 刷



10月6日、千曲川市民緑地（上堀グランド）で小牧橋の起工式が行われました。
小牧橋は橋長約376m、幅員10mで昭和58年度完成の予定です。この小牧橋が完成しますと、交通
渋滞の緩和と地域産業発展のうえに計り知れない利益をもたらすものと期待されています。

主 な 内 容

9月定例市議会、災害復旧・土木など重点に補正……	2・3ページ
自然運動公園・総合体育館が完成……	4ページ
57年度・保育園、入園希望者に事前調査を実施します……	5ページ
中小企業退職金共済制度……	6ページ
ポルノ誌自販機の追放は住民運動で……	7ページ
お年寄りを敬う作文、入選作品③……	8ページ
定期監査の結果公表……	9ページ
塩田三代、北条まつりを11月1日に開催……	10ページ
県内私鉄の鉄道線、身体障害者の割引方法が改正……	11ページ
ねたきり予防教室にご参加を……	12ページ

11月の「市民と市長の日」はお休み

11月2日(月)に予定されていた「市民と市長の日」は、都合により中止となりました。ご了承ください。

農地問題相談日

「農地問題相談」を11月2日(月)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。お気軽におでかけください。

第一 黒岩 岡さん
(中央五丁目)

新田 六六

(中央二丁目)
市村重蔵さん

横町 八四
塚 六三

※電波障害でお困りの場合は、
お気軽におでかけください。

ここに市民憲章を定めます。

いまにします。

9 月 定 例 市 議 会

災害復旧・土木など重点に補正

9 月 議 会 で 決 ま っ た 56 年 度 予 算

補 正 予 算 額	
一 般 会 計	14億7,245万9千円
特 別 会 計	9,157万5千円
予 算 総 額	
一 般 会 計	198億9,462万7千円
特 別 会 計	59億3,953万7千円

9 月 定 例 市 議 会 は、9 月 8 日 から 28 日 ま で、21 日 間 の 会 期 で 開 か れ ま し た。

今回の市議会では、「老人福祉活動等基金条例の一部改正案」「上田市自然運動公園条例の一部改正案」「昭和56年度上田市一般会計補正予算案」など29議案が審議され、すべて可決、承認されました。

補正予算の主な内容(一般会計)

* 総 務 費

自治会防犯灯電気料補助金 1,275万6千円
共同集会施設等新築・用地購入等補助金 857万2千円

* 民 生 費

相染閣浴そう改修工事費 220万円
川西社会福祉センター屋根修理工事 350万円
母子寮浴室改造工事 742万2千円

* 衛 生 費

上小衛生施設組合負担金 7,209万2千円
上田市真田町じんかい焼却場組合負担金 3,301万2千円

* 農 林 水 産 業 費

麦大豆等生産総合振興対策補助金 3,820万8千円
農村総合整備モデル事業補償料 650万円
非補助土地改良工事費 2,300万円

* 商 工 費

定期観光バス運行道路整備工事 150万円

* 土 木 費

道路新設改良工事費・用地費等 1億6,800万円
河川用悪水路改修・維持工事費 3,000万円
花園天神町線用地費・補償料 3,692万9千円
上田原住戸改善事業工事費 2,500万円

* 消 防 費

コミュニティ防災センター工事費 5,820万円

* 教 育 費

(仮称)城南小用地地質調査等委託料 295万円
小中学校校舎等改修営繕工事費 3,000万円
市営野球場外野改修排水工事費 500万円
川辺小学校校庭夜間照明工事費 1,000万円

* 災 害 復 旧 費

農地災害復旧費 9,015万9千円
林業施設災害復旧費 3,768万8千円
道路橋りょう災害復旧費 7,157万円



校舎の増築工事が進む神科小学校



常田会館(写真)跡にコミュニティ防災センターを建設

上塩尻公民館(写真)跡に塩尻地区公民館を建設



教育委員に

坂口嘉正さん



九月定例市議会で、教育委員に坂口嘉正さんが再任されました。

坂口嘉正さん(さかぐち よしまさ、五十八歳、芳田二五〇六の二)

略歴：丸子農商学校卒、豊里郵便局長、上田市立第五中学校PTA会長、上田市教育委員

公平委員に

澤路和子さん



九月定例市議会で、公平委員に澤路和子さんが再任されました。

澤路和子さん(さわじ かずこ、五十七歳、緑が丘一―一四四)

略歴：岩村田高等女学校卒、上田市立北小学校PTA副会長、上田市連合婦人会副会長、上田市公平委員

主な条例の改正

*老人福祉活動等基金条例の一部改正

去る七月十日、小島茂暉さん(中央西二丁目)から老人福祉活動に役立ててほしいと多額のご寄付をいただきました。市としては、小島さんの意向にそって基金の増額を図り、有効に活用させていただきたいというものです。

*上田市重度心身障害者医療費特別給付金条例の一部改正

県の補助金交付要綱の一部改正により、支給対象者の範囲を拡大し、障害者の健康の増進と福祉の向上を図りたいというものです。

*災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正

法令などの一部改正に伴い、災害弔慰金の額及び災害援護資金の貸付限度額を引き上げたいというものです。

*上田市自然運動公園条例の一部改正

自然運動公園に建設中の鉄筋コンクリート三階建ての総合体育館が、今秋完成の運びとなりましたので、この施設の使用料などを定めたというものです。

納税標語の

入選者を表彰

市内の中学三年生に社会学習の一環として、日常生活の中から税金の意義を知っていただくとともに、納税者の意識の高揚を図ろうと、市内の中学三年生から「納税標語」を募集したところ、千七百三十七点の応募がありました。慎重な審査の結果、次のとおり入選者がきまり、賞状と副賞を贈りました。

〈税務署長賞〉

村山千枝さん(一中)、清水範子さん(二中)、野口美穂さん(三中)、酒井敦史さん(四中)、細谷典子さん(五中)、武田恭子さん(塩田中)、南沢厚子さん(川西中)

〈地方事務所長賞〉

山崎尚美さん(一中)、細野栄子さん(二中)、清水英子さん(三中)、大池秀治さん(四中)、堀内文枝さん(五中)、丸山明子さん(塩田中)、宮下 哲さん(川西中)

〈市長賞〉

遠藤博子さん、滝沢晴美さん、北嶋みゆきさん(以上一中)、倉升俊幸さん、中垣美保さん、甲田慎一さん(以上二中)、柳沢秀俊さん、西沢文子さん、滝沢文恵さん(以上三中)、中山孝之さん、田中万里子さん、北山益幸さん(以上四中)、中村行仁さん、田口直美さん、久保田道子さん(以上五中)、山極 巖さん、佐々木克則さん、小林優子さん(以上塩田中)、米沢一馬さん、西沢裕義さん、戸島伸子さん(以上川西中)



校長先生から賞状を受ける入選者(三中で)

自然運動公園

総合体育館が完成



9月27日、自然運動公園の総合体育館が完成(写真上)し、その祝賀式と完成記念バレーボール特別招待試合が盛大に行われました。

同体育館は東信随一の規模を誇る体育館で、これで昭和51年度から6年計画で建設を進めてきた自然運動公園の施設づくりが完成したことになります。

野竹トンネルが開通

10月2日、浅間山ろく広域農道(上田—軽井沢間約27km)の野竹隧道(トンネル)が完成しました。

同隧道は全長285m、幅員8.5mで、この隧道の完成により国道144号線(県営上田球場西側)から県道下原大屋停車場線(農村環境改善センター東側)までの3.3kmが供用開始となります。



神川地区公民館がオープン

地域の皆さん待望の神川地区公民館が、10月3日めでたくオープンしました。

同公民館は鉄骨造り平屋建て、建て面積約620㎡の建物で、250人以上が入れる大ホール、和室3室のほか視聴覚室、図書室、料理室などを備えています。

今後は、神川地区の皆さんの各種集会や公民館活動の拠点として、大いに利用が期待されています。



57年度・保育園

入園希望者の事前調査を実施します



- 来年四月に入園する保育園児の入園受付は、毎年一月に行っていますが、今年は保育園の定員の適正化を計るため、事前調査を実施します。
- 事前調査書は、在園児については保育園から配布、新たに入園を希望する場合は地区民生（児童）委員さんまで申し出てください。
- ＜入園条件＞
- ① 母親が、家庭内または家庭外において家事以外の仕事に従事していて、同居の家族に保育する人がいない場合
 - ② 母親が出産の前または後、あるいは心身に障害があり、同居の家族に保育する人がいない場合
 - ③ 家族に長期にわたる病人、または心身に障害があり、母親が

- 常にその看護にあたり、同居の家族に保育する人がいない場合
- ④ 母親が死亡または行方不明などの家庭で、同居の家族に保育する人がいない場合
 - ⑤ 災害によって居宅を失いまたは破損し、その復旧のために保育できない場合
- ＜提出方法＞
- 調査書に必要事項を記入し、十月三十日までに保育園または市役所児童保育課へ提出してください。
- ＜その他＞
- ① 年の中で満三歳になった子供さんの入園は、原則としてできません。
 - ② 企業内保育、育児休職などでの年の中途に入園を希望する方は、その旨記入し調査書を提出してください。

不用品登録情報 その①⑥(主なもの) (10月6日現在)

ゆずります <希望価格>	ゆずってください
編機(新品同様) 30,000~35,000円	子供用自動車、ベビーカー
ベビーラック(新品同様) 4,000円	コンビラック
夏物ベビードレス、ぼうし(お宮まいりセット) 2,000円	洋服ダンス、長イス
電気ジュータン(2枚セット) 40,000円	二段ベッド、茶ダンス
三輪バイク(50cc, 2,000km, スパイク付) 60,000円	和文タイプライター
幼児用自転車(ピンク) 無 料	電動オルガン
バイク(50cc, 1,300km) 40,000~50,000円	洗濯機、ステレオ
バイク(90cc, 5,000km) 30,000円	テレビ、電気スタンド
飾り戸棚(25×75×59, 木製、ガラス戸) 500円	自転車(大人用)
花ゴザ(6畳, 1年使用) 2,000円	石油用のフロー式
江戸妻 5,000円	米ピツ
石油ストーブ(噴射式, 8~10畳) 10,000~20,000円	血圧計
音声多重チューナー、スピーカー 18,000円	ソファーセット

じゅうぶん活用できる不用品は、どんなものでも登録しましょう。

- ◇ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係(☎24100内線303)へお気軽にご連絡を。
- ◇紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますのでご了承ください。

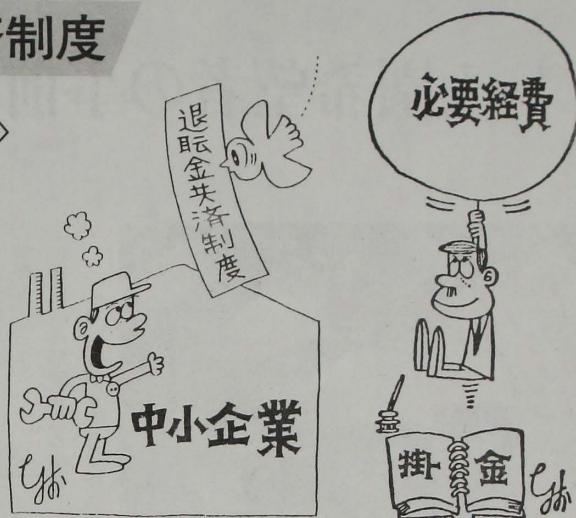
ものを大切に… 不用品登録情報

- 皆さんから寄せられた不用品の登録を「不用品登録情報」として、月一回お知らせしていますが、今回はその十六回目です。
- 不用品の登録をされる方は、次の事項を必ず守ってください。
- ① ゆずりたい品物がある人は、品名、程度、数量、希望価格、住所、氏名、電話番号などを生活
 - ② 環境課へ登録してください。
 - ③ 生活環境課では、ゆずってほしい人に不用品の紹介をしますが、紹介を受けた人は不用品登録者と直接交渉し、価格、取り引き方法などを決めてください。
 - ④ 紹介を受けた人は、取り引きの結果(成立、不成立にかかわらず)を必ず生活環境課へ、十日以内にご連絡ください。

“あしたのために、退職金は国の制度で

中小企業退職金共済制度

〈労政課 ☎224100内線605〉



中小企業退職金共済制度は、中小企業に働く皆さんに、退職金が確実に支給されることを目的としてつくられた国の制度です。この共済制度は、昨年の法律改正により、内容も一段と拡充されました。この機会に、安全・確実・有利なこの制度に、さらに多くの中小企業の皆さんが加入されることをおすすめします。

〈制度の特色〉

- ①掛金は、全額免税です。
- ②退職金に国庫補助がつきます。
- ③福利厚生施設を設置する場合の資金を、低利で受けられます。

〈制度の利点〉

- ①月々わずかな掛金で、将来多額の退職金を用意できます。
- ②国の制度ですから安全・確実で、手続きは簡単です。
- ③掛金月額の増額は、いつでもできます。
- ④従来より勤務している従業員については、加入前の過去の勤務期間を通算することもできます。

〈加入できる企業〉

常用従業員三百人（卸売業百人、小売業・サービス業五十人）以下の企業、または資本金など一億円（卸売業三千万円、小売業・サービス業一千万円）以下の企業であれば、法人企業でも、個人企業でも加入できます。

〈毎月の掛金〉

掛金は、従業員ごとに次の掛金月額の中から決めていただき、毎月納めていただきます。

千二百円、千四百円、千六百円、千八百円、二千円、二千五百円、三千円、三千五百円、四千円、四千五百円、五千円、六千円、七千円、八千円、九千円、一万円、一万二千円、一万四千円、一万六千円

〈加入の手続き〉

所定の申込書（金融機関に備え付け）にご記入のうえ、申込金を添えてお近くの金融機関へ申し込んでいただきます。

「特定退職金共済」にも補助があります

市が掛金の一部を補助

市では、事業主の皆さんが少しでも加入しやすくするために、昨年度より掛金の一部を補助しています。

補助金額は、加入した月から三年間、掛金の二〇%（一人月額六百元限度）です。一月から十二月までに納入した掛金について、翌年一月二十日までに、事業主から補助金交付申請書を市労政課へ提出していただきます。

宅地住宅相談を開催します

県では、住宅をつくる際の法律問題、土地・建物の売買契約や登記など宅地・住宅に関していろいろと困りの方のために、次のとおり宅地・住宅相談を開催します。

相談は無料で、秘密は厳守しますのでお気軽におかけください。

と き…11月9日(月)午前10時から午後4時
ところ…市役所4階会議室

小泉地域集団電話が一般電話に

＝上田電報電話局＝

市内小泉地区の地域集団電話（☎28000番台）が、10月8日までにすべて一般の電話に切り替わり、電話番号も変わりました。

新しい電話番号は、電話局の番号案内(ダイヤル104)にお尋ねください。

ポルノ誌自販機の

追放は住民運動で

夜警を7・8月に実施

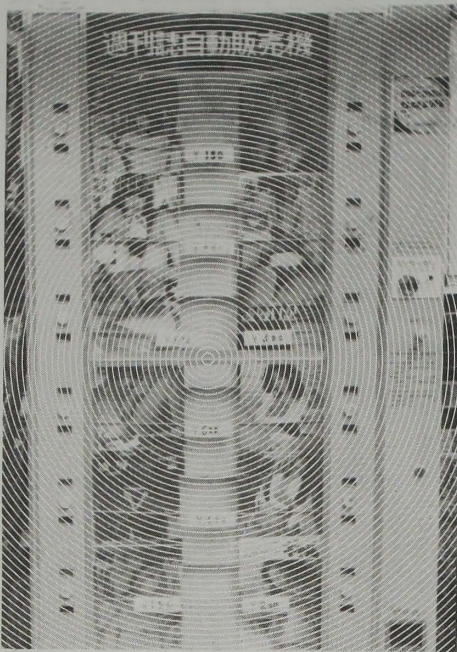
今年の四月、吉田地籍にポルノ雑誌自動販売機が埼玉県の業者により設置されてから、六か月が経過しました。

地元では、五月に「青少年に有害な俗悪雑誌自動販売機追放連絡協議会」(会長・青木武喜さん)を設立させ、泉田、川辺、小泉地区の自治会長さんはじめ、育成諸団体の地区住民の皆さんによる積極的な撤去運動を推進してきました。

特に、七月十九日から八月二十八日まで、四十一日間にわたり実施した夜警、及び実態調査(ポルノ自販機利用者の実態調査と未成年者に対する不買指導)には、各団体の献身的な協力をいただき、多大な成果をあげることができました。

この間に買われた雑誌は、二百

大量設置の動きが目立つポルノ雑誌自販機



資金を、低利で受けられます。

んでいたいただきます。

自販機が神科にも

ついでいます。

八月初めには、神科地区の三か所にポルノ雑誌収納の自販機が、浜松市の業者により五台設置されるなど、県外業者による大量設置の動きが活発化してきました。

この業者は、地権者には「一般書店で売っている雑誌を販売するの心配ない」と言いつて、期間三年、三・三平方メートルで月三万二千円の高額で契約を結んでいます。しかし、収納されている雑誌は、ポルノ誌と一般誌が混ざって入っている、いわゆる混売方法です。県内の実例では、この混売方法も地元の反対運動がなければ、やがてはすべてをポルノ誌の収納に切り替えてしまうという状況です。

神科地区では、自治会、育成会、PTAなどの皆さんにより、「神科地区には自販機を設置させない運動」を展開することが確認され、すでにチラシの配布などを実施しています。また、設置されそうな場所の地権者に、設置依頼があっても拒否する運動をしている自治会もあります。

三ない運動の推進を

業者は、絶えず格好の設置場所をねらって市内をはいかしており、格好の場所があると、甘い言

葉で直接地権者に働きかけをしています。

現在の法律では、いったんポルノ雑誌収納の自販機が設置されてしまうと、それを撤去させることはできません。地域住民の皆さんによる追放運動が、最も効果的です。

まず大人が模範を示し、ポルノ雑誌自販機からは「買わない」、ポルノ雑誌を見せない、自販機を「置かせない」の三ない運動を進めるとともに、土地、建物、電源なども貸さないようにしましょう。市民皆さんのご協力をお願いします。

民謡流しなど多彩な催し

＝日曜広場最終日・10月25日＝

今年の日曜広場最終日は、10月25日です。そこで、25日には、次のような多彩な催し物が予定されています。大勢の皆さん、ご参加ください。

1. 上田市民謡連の民謡流し
2. 上田市消防音楽隊と市民吹奏楽団による演奏
3. 姉妹都市物産即売会
4. もちつき大会
5. 献 血

「お年寄りを敬う作文」

入選作品 ③



林 正直くん
(川辺小・6年)

うちのおばあちゃん

うちのおばあちゃんは、もう七十歳以上の年だ。それでも、だれもない昼は、せんたくや食事のしたくなどをやっておいてくれる。しかし、最近おばあちゃんは「足がいたい」と毎日言っている。だから、ぼくは

おばあちゃんに代わって、夕飯のしたくを時々したりする。その時、よくわからないことがあると、おばあちゃんに聞いてみる。すると、おばあちゃんは「こうやるんだよ」といって、やさしく教えてくれる。ほかに、畑などへ行った時は、作業のしかたを教えてくれる。このような時、おばあちゃんは「何んでも知っているんだな」と感心してしまう。でも、ちよつと、おかしな所もある。それは、おばあちゃんは、耳がそんなによくないからだ。大きな声で話すと「そんなに大きな声を出さなくても」と言われる。また、ふつうの声を出して話すと「もつと、はつきりと」と言われたりする。そんな時、ぼくは「なあんだ。大きな声で言えればいいと思つたのに。やだなあ」と思ってしまう。でも、こういうような事がたびたびあるのに、ぼくは、おばあちゃんを大きらいというふうに思つたことは一度もない。それは、おばあちゃんがやさしいからかもしれない。ほとんど、おこつたことがない。少し顔をみないと「おばあちゃん

んは、今なにをしているのかな。もしかしたら、足がいたくて、がまんできない時があるんじゃないか。こしがいたくて、こまるんじゃないかと考えてしまう。七十七歳をすぎた、ぼくのおばあちゃん。長生きをしてほしいおば



安原 市子さん
(城下小・2年)

ろうじんへのしんせつは

こんなところにも

わたしのおばあさん、おじいさんに、あんまりせわをやかせたくありません。でも、いつのまにかやってもらつてしまうのです。それでも、わたしは、せわをやかせてないつもりです。わたしは、ははの日にいつも、おばあさんやおじいさんにプレゼントをあげています。でも、ことはあまりお金がなかったたので、おばあさんに花しかあげられませんでした。それでも、よろこんでくれたので、うれしかったです。いま、わたしにできることだつたら、やってあげたいです。でも、あまりやってあげることがなくて、はんたいにやってもらうほうが多いです。じぶんでできることは、じぶんでやるつもりなのに、どうしてもやってもらつてしまいます。そして、いまどよりよくしています。すが、すこしずつしかなおつていきませんが、なおつていくなら、もつとたくさんどよりよくすればいいと思います。いつも、おばあさんのいえにいつて、かえるときにおみやげをもらいます。そのありがたみは、いつまでもわすれられません。わたしは、おばあさんが大好きです。いつまでも元気でいてほしいおばあさん。わたしには、これだけしか書けません。が、まだまだいきてほしいおばあさん。これで、ろうじんへののがみは、おわりにしたいと思います。

あちゃん。やさしくて、いつもわらっているおばあちゃん。働きもののおばあちゃん。そんなおばあちゃんを、ぼくはそんけいしている。元気に生きていつて、百歳以上になるまでがんばってください。

障害者とともに ⑤

知恵遅れの人には



知恵遅れの人たちが、コツコツとまじめにものごとを進めていく能力は、決して劣るものではありません。このような点など、いい面を最大限に買って、生かしてあげるようにしてください。

社会生活への適応性には、困難が伴います。難しい言葉づかいや数字などの多用は避け、ゆつくり、ていねいに、わかりやすく、という心を心がけてください。また、相手の言いたいと思うことを十分

にくみとるつもりで聞きましょう。

また、危険なことに対する判断力が弱いので、周囲の人たちは気づいたら遠慮せずに、うまく安全な方向へ導いてあげましょう。

さげすむような言葉を投げかけたり、笑ったりすることは、相手の気持ちを非常に傷つけます。逆に、いたずらにこわがったり、警戒心を持ったたりすることも慎んでください。

定期監査の結果公表

上 田 市 長 石 井 泉 殿
上田市議会議長 松野 量 殿

上田市監査委員 小池 守
同 竹内 義憲

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第3項の規定に基づいて実施した昭和56年度第1回定期監査の結果を次のとおり報告します。

記

▶ 監査の期間

昭和56年4月15日から8月31日まで

▶ 監査の範囲

昭和55年度における財務に関する事務処理の状況、契約及び工事の状況などについて

▶ 監査対象か所

商工部 商工課、労政課（勤労者福祉センター、働く婦人の家）、
観光課（わしば山荘）、市民会館（公園管理事務所）
農政部 農林課、農業共済課、耕地課、構造改善課（農村環境改善センター）
建設部 管理課、土木課（工事事務所）、都市計画課、下水道課、
建築課、国道バイパス課、交通対策課
水道局 業務課、工務課、浄水管理事務所
消防部 総務課、防災課、警防課

▶ 監査の結果

各所管における財務に関する事務は、おおむね適正に処理されているものと認めた。それぞれの監査か所における細部の指摘事項については、そのつど留意または改善方を促した。

おもな指摘事項については、別記のとおりである。

また、工事現場監査については、抽出により農政関係3か所、建設関係18か所、水道局1か所について行ったが、工事はいずれも設計書のとおり完成していることを認めた。

なお、今後とも行政の多様化にともない増大する事務処理にあたっては、常に能率化に意を用い、効率的執行に配慮されるよう望むものである。

（別 記）

○住宅使用料、住宅貸付償還金などの滞納整理には引続き努力されたい。

○公共下水道の普及率の向上について引続き努力されたい。

上田市長選挙・投票日は10月25日

きれいな選挙で住みよい上田



上田市長選挙は10月25日(日)に行われます。投票にお出かけの際は入場券をお忘れなく。

投票時間は午前7時から午後6時までです。（ただし、須川・畑山・長入・岩清水・野倉の各投票所は午後4時まで）

少し顔をみないと「おばあちゃん

たら、やってあげたいです。でも

おわりにしたいと思います。

お知らせ



姉妹都市・上越市とのバドミントン交歓会が、10月4日、完成したばかりの自然運動公園・総合体育館で行われました。この交歓会は、昨年10月、上越市で開かれたのに続き、今年で2回目。両市の選手、役員合わせて約100人は、親善第一とあって、楽しい中にも和気あいのムードで試合をしました。

塩田北条まつりを 三代北条まつりを

十一月一日に開催

別所温泉から独鈷山のふもと一帯は、「信州の鎌倉」と呼ばれて、県内外から多くの観光客を迎えています。

そこで、上田市観光協会では、今年からこの地に栄えた塩田北条三代をしのぶ「北条まつり」を十一月一日(日)に催すことになりました。

内容は、塩田北条三代(義政、国時、俊時)の時代行列のほか、ゆかりの寺や神社などで次のように多彩な行事を行います。

塩田三代北条行列

午前は別所温泉、午後は西前山・東前山・下之郷で、北条三代、樵谷・幼牛禅師など塩田ゆかりの人

々による総勢三十余名の行列。

無料接待

だんご・モチ・酒の無料接待が行列到着前後の杜寺(塩野神社、龍光院、生島足島神社ほか)であります。

協賛茶席

午前十時から午後三時、安楽寺、前山寺で茶席を設けます。

無料バスの運行

午前九時三十分から午後四時まで、別所温泉から生島足島神社の間をマイクロバスが運行します。

水道メーター

検針員を

募集します

水道局業務課業務係

☎2241000内線504

市水道局では、水道メーター検

犬の管理は

大丈夫ですか

生活環境課環境指導係

☎2241000内線302

このところ、犬の危害事故がたびたび発生していますが、そのほとんどが飼い犬です。

飼い主の皆さんは次のことをしっかり守り、他人に迷惑をかけるようにししましょう。

一、犬と散歩をするときは、必ず鎖などにつなぎましょう。

一、散歩時のフンは、必ず持ち帰りましょう。

一、夜中に大きな声で鳴く犬については、飼い方などを考え直しましょう。

一、春、秋の予防注射は、必ず受けましょう。

一、死んだときは、生活環境課環

境指導係へ届けましょう。

重度心身障害者の皆さん

希望の旅へ

参加しませんか

福祉課福祉係

☎2241000内線373
有線207991

市では、とかく孤立化し非社会的になりがちな重度心身障害児者とその介護をしている皆さんのために、「希望の旅事業」を実施しています。

今年には四回目を迎え、次のとおり実施しますので、大勢の皆さんのご参加をお願いします。

参加資格者：在宅の重度心身障害児者(施設へ入所または通所している児者は除きます)とその

介護をしている方

と き：十月三十日(雨)天実施
行き先：臥竜公園および須坂温泉
人 員：五十名(参加申込者が多数の場合は、福祉課で調整させていただきます)

日 程：午前八時三十分、市役所

正面玄関前集合

市役所出発(午前8：30)―松

代―臥竜公園―須坂市営動物園

―須坂温泉(昼食、入湯)―松

代―上田着(午後4：40)

費用：無料

持ち物：昼食、おやつ、入湯具な

ど

申込先：希望される方は、申込書(福祉課窓口にあります)を十月二十六日(月)までに福祉課へお出しください。

その他：障害者一名に介護者一名がついてください。

今月の納税

市県民税 第3期
国民健康保険税 第5期

今月の納税は、市県民税第3期と国民健康保険税第5期です。

税金は、納期限内に納入されますようご協力ください。

今月の納期限は、10月31日(出)です。

＜収税課☎2241000内線241・有線20691＞

税金で よりよい生活
みんなの 願い

(市内中学生納税標語入選作品)

心身障害者、乗合バスの割引状況

事業者名	乗 合 バ ス					
	身 障 者			精 薄 者		
	割引率	方 法	介護者	割引率	方 法	介護者
千曲自動車(株)	5 割	身障手帳の提示	5 割 (第1種)	5 割	施設長が発行する運賃割引証の提示	なし
上田交通(株)	5 割	身障手帳の提示	5 割 (第1種)	5 割	療育手帳の提示	5 割
川中島自動車(株)	5 割	身障手帳の提示	5 割 (会社が必要と認めた場合)	なし		

心身障害者、電車の割引状況

事業者名	電 車					
	身 障 者			精 薄 者		
	割引率	方 法	介護者	割引率	方 法	介護者
上田交通(株)	5 割	「身体障害者旅客運賃割引証」に身障手帳提示のうえ割引を受ける	5 割	5 割	施設その他役所が発行される割引証	5 割 市町村で発行される割引証

県内私鉄の鉄道線 身体障害者の 割引方法が改正

福祉課福祉係
☎24100 内線373
有線20791

従来、県内私鉄の鉄道線では、身体障害者の割引方法が、市町村長が発行する身体障害者運賃割引証により行われていました。今回、この割引方法が次のように改正さ

れましたので、ご承知ください。
なお、県内私鉄の鉄道線における身体障害者の適用範囲、割引率、及び精神薄弱者の割引については、従来どおりです。

〈適用路線〉
上田交通、長野電鉄、松本電気鉄道の鉄道線
〈申込方法〉
適用路線の各駅窓口にある「長野県鉄道協会 身体障害者旅客運賃割引申込書」により、身体障害者手帳を提示のうえ、割引を受けてください。

乗合バス・電車
心身障害者の割引状況
心身障害者の皆さんに対する乗合バス、電車の割引状況(上田市関係分)は、左表のとおりです。

〈実施月日〉
昭和五十六年九月一日
〈国鉄線との連絡乗車券の購入〉
国鉄線との連絡乗車券を購入する場合に、上記の申込書によらず、従来どおり「身体障害者旅客運賃割引証」により、割引を受けてください。

緑化木の即売会

営林署で育てた緑化木苗木の即売会を次により行います。ご家庭や職場の緑化にご活用ください。
とき：十月二十五日(日)と二十八日(水)の午前九時から午後三時
ところ：東部町大字和 上田営林署和緑化事業所
※十月二十九日から十一月二十八日までの平日午前九時から午後三時(土曜日は午前九時から同十一時)も、お売りします。

調理師技術研修会を開催します

調理師の皆さんの技術向上を図るため、上小調理師会主催による「県委託調理師技術研修会」が次のとおり開催されます。調理師の資格をお持ちの方は、最寄りの会場へおでかけください。
とき・ところ：
▽十月二十一日(水)、中央公民館
▽十一月十八日(水)、相模閣
※時間はいずれも午後一時から同四時三十分

講師：上田保健所食品衛生課係官、上小調理師会技術指導部

乳幼児健康診査日程表

会場	保 健 セ ン タ ー						塩田母子健康センター	川西社会福祉センター
対象児	4か月児	9か月児	1歳6か月児	4・9か月児	1歳6か月児	1歳6か月児	4・9か月児	1歳6か月児
地区	56年7月生	56年2月生	55年5月生	56年7月生	55年4月生	55年5月生	56年7月生	55年4月生
地区	新市内	旧市内	新市内	旧市内	新市内	旧市内	塩田全区	川西全区
11月	11日	18日	4日	25日	5日	19日	17日	10日

新市内…塩尻、川辺、泉田、神川、神科、豊殿
旧市内…東部、南部、中央、北部、西部、城下

三歳児健康診査日程表

会場	保健センター	川西社会福祉センター
地区	新市内 旧市内	川西全区
対象児	53年10月生	53年1～6月生
11月	6日 13日	20日

十一月の乳幼児、三歳児健康診査を次により行います。時間は、いずれも午後一時三十分から二時三十分。母子健康手帳をお持ちください。

乳幼児健康診査 三歳児健康診査

ねたきり予防教室(11月分)日程表

日 時	会 場	対象地区
11月10日(火)午後1時～4時	農村環境改善センター	豊殿地区
11月17日(火)午後1時～4時	神 川 農 協	神川地区
11月24日(火)午後1時～4時	上野が丘公民館	神科地区

市では中高年齢者の健康を守り、ねたきりをなくすため「ねたきり予防教室」を開いていますが、十一月は左表の地区で開きます。対象地区の高齢を迎える皆さん、主婦の皆さんなど大勢ご出席ください。

内 容：①鹿教湯病院長・藤田先生のお話 ②保健婦のお話 ③高齢者と家庭などをテーマとした討議

**ねたきり予防教室に
ご参加を**

社会課社会係
☎241000内線378

人権に関する作品を 募集します

ポスター・作文・標語

教育委員会同和教育課
☎241000内線559

市教育委員会、市同和対策事業推進委員会では、十二月四日から始まる人権週間の行事の一つとして、人権に関する作品を募集します。

内容は、学校や家庭および地域社会において同和教育を学んでいること、学んだことにより自分や家族が変わったこと、部落解放に取り組んでいること、人権尊重に関することなど、自分の体験や実践に基づいた作品とします。

募集作品：

①ポスター—規格B三版(36・4cm×51・5cm)以下とし、色数や材料は自由です。

②作文—小・中学生は四百字語原稿用紙四枚以内、高校生・一般は六枚以内とします。

③標語—一般のみとし、字数は二十字程度とします。

応募規定：小・中・高校生は、作品の裏面または末尾に学校名、学年、氏名を明記してください。一般は、裏面または末尾に住所(番地)、氏名、電話番号を明記

上田技術専門学校訓練生の募集要項

訓練科	人員	学 歴	訓練期間	募集締切	入校選考日
機 械 科	30人	高卒または同等以上	1 年	56年11月9日	56年11月19日
自動車整備科	30人	高卒または同等以上	1 年	56年11月9日	56年11月19日
電子計算機科	30人	高卒または同等以上	1 年	56年11月9日	56年11月19日
木 工 科	20人	中卒以上	1 年	57年1月11日	57年1月21日
溶 接 科	若干名	中卒以上の転職離職者	6 月	57年1月11日	57年1月21日

県立上田技術専門学校では、次のとおり昭和五十七年四月入校の訓練生を募集します。

**上田技術専門学校の
訓練生を募集**

上田技術専門学校 ☎20600

募集期限：十二月十五日(火)
応募先：市内大手一—一—一六
上田市教育委員会同和教育課
その他：応募作品は返却しません。
版權は主催者が所有します。入選された方には、賞状および賞品を進呈します。

土地や建物を 売ったときの税金

上田税務署 ☎21234

建物や土地を売ったときには、売却代金からその取得費と売ったためにかった費用を差引いた、譲渡所得に対して税金がかかります。

この譲渡所得は、売却した土地や建物の購入時期の違いにより、昭和四十三年十二月三十一日以前から持っていた土地や建物を売った場合の長期譲渡所得と、昭和四十四年一月一日以降に買った土地や建物を売った場合の短期譲渡所得とに分けられます。

上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人との調和した、住みよいまちです。わたくしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。



- 一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。
- 二、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。
- 三、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。
- 四、産業を伸ばし、働くよろこびを大切にして、活気にみちたまちにします。
- 五、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。

得とに分けられます。

長期譲渡所得の場合、百万円の特別控除を差し引き、残りの所得に税金がかかります。短期譲渡所得については、この特別控除の適用はありません。

税率は長期譲渡所得の場合、所得金額が四千万円までは二〇%、四千万円を超えると特別な方法で計算され、税率も高くなります。短期譲渡所得は、長期譲渡所得よりも税率が高く、四〇%以上になります。

なお、自分が住んでいる建物とその敷地を売ったときには、一定の要件を満たすことにより三千万円の特別控除が受けられます。